近江商人経営論

資料(1)

- I 近世の商品市場
- ・石高制に基づく米納年貢制の成立
 - 一収入・支出の両面において、近世の領主経済がほぼ全面的に商品経済化=貨幣経済化
 - 一農民経済にとって自給的主穀経済の強制を意味していた
- ・近世初期に成立する商品市場のあり方
 - ⇒幕藩制的市場

Ⅱ 幕藩制的市場の特徴と物価体系

特徴

- ①領主米(年貢米)の流通・市場関係を基軸とする形で市場が編成・構成されていた
- ②基本的には領主による需要及び都市部需要によって支えられていた
- ③中央市場と領内市場に基づく重層的な構造が、中央市場を核とする分業構造に対応している
- =醸造製品を上方から調達一大藩には町場が設置→流通の場
- ④近世領主による統制や編成を強く受ける形で成立している
- ・大津、京都、大阪を中心に上方諸都市が領主米商品化拠点として機能していた
- ・物価体系…①領主米価格が全物価の基準、②米価は領主により統制されており、このもとで、中央市場の米価を基準とした領内米価が成立
 - ⇒中央市場相場を基準とした全国的な相場体系が成立。
- Ⅲ 江戸時代中期以降の市場経済。
- (1)幕藩制的市場の変容...元禄~享保期(1688-1736年)
- 農民的商品経済の発展を前提とする需給両面の異質な要素の出現
- ⇒(供給面)農民的商品生産の展開
 - (需要面)農村部需要を含む庶民的諸需要の展開
- 享保中期を下記とする米価下落⇒領主経済を悪化させ、廻米強制を定着させる契機となった
- ・廻米強制の結果、さらなる米価下落を引き起こし、領主にとって悪循環と言える構造が成立
- ・米の生産力増加による年貢収納量の増大、大阪廻米の増加⇒領主米市場の発展

(2)幕藩制的市場の解体

- 既に天保期(1830-1844年)には、中央市場を軸とする体制は崩れ始めていた
- …農民的商品経済の発展、分業=市場関係の展開、矛盾した市場政策(市中飯米維持政策⇔領主米・納屋米入津増加令)
- ・北前船は中央市場を経由しない納屋物流通の主要な担い手として成長
- ・明治維新以降、藩という経済主体と石高制が消滅

Ⅳ 近江の経済体制

- (1)彦根藩の経済体制
- ・藩の統制下において、自藩内の生産で藩内の需要を満たす商業活動が行われた

- ・藩の余剰生産物を他藩のそれと交換。藩の指令によって進められ、御用商人が取引を担った... 公的藩際交易
- •19世紀初頭、彦根藩は統制を緩和⇒自由商人
 - 一内職とその製品の藩内行商を自由化
 - 一他藩向け製品の生産・持ち出し行商を許可制に

(2)大津の繁栄と琵琶湖

- ・大津は東海道の宿場の1つで、湖上水運の要
- ・大津には御蔵20棟、諸藩の蔵屋敷19か所が設置されていた
- ・諸藩からの年貢米や各種物資は、琵琶湖北部の港へと運ばれ、湖上を大津へと廻漕されて大阪へ
- ・問屋の手数料、運搬料などの問題があり、寛文12年(1672年)に河村瑞賢が西廻り航路を整備
 ⇒琵琶湖水運に大きな影響を与えた

(3)彦根三湊と大津

- ・彦根藩は、慶長8年(1603年)に始まる彦根城築城にあたり松原・米原・長浜の彦根三港を整備
- ・藩は、大津港と大津百艘船に対し相論を始めた
- ・正徳年間(1711-1716年)の相論を経て、三港帰り船は百艘船と相談の上で許可料を払えば船 積み可能に
- 享保年間(1716-1736年)には、三港の荷物の積込み割合が減少したため、再び対立が発生
- ・大津の特権のうち一部が否定され、彦根三港は北国・東国から大阪・京都への物資輸送を担った

資料(2)

I 商人の成長

- ・江戸、上方の商人が日本各地で必要とされる様々な物資の供給に携わった
- ・大店を構える商家では、様々な経営上の仕組みや慣行が編み出された
- ・大坂堂島の米市場⇒米切手の売買
- ・港や運河、倉庫などの設けられた商業エリアでは、荷受問屋や小売りの商人が活躍し、彼らの 経済活動によって都市自体も成長
- ・取引には「為替」を利用

>江戸時代の貨幣制度

- ・江戸時代の貨幣は、金・銀・銭の三貨であり、地域及び商品・サービスによって用いられる貨幣 が異なった
- ・三貨の交換相場は日々変動した。1842(天保13)年の御定相場では、金1両=銀60匁=銭6貫500文と公定されたが、一定しなかった

金の単位:両・歩・朱(四進法)

銀の単位:貫・匁・分・厘

銭の単位:貫・文

Ⅱ 豪商の登場

- (1) 鴻池善右衛門家(大坂)
- ・両替商、大名の年貢米・特産物の販売、大名貸付などを行った
- ・大名が持ち込む特産物の販売を通じて大名財政を支えつつ、自らも成長を遂げた

(2) 泉屋住友家(大坂)

- ・家祖・住友政友による薬種業・書籍出版業と、姉婿・蘇我理右衛門による銅吹屋(泉屋)を統合
- 泉屋利兵衛の活躍で元和9(1623)年に大坂に銅吹所を設置
- -17世紀から銅山経営を開始、1740年代には両替商、札差業など金融業も展開

(3) 小野組(村井・小野家)(近江)

- ・南部、江戸、京、大坂、大溝を商圏として商いを行った
- ・南部で繰綿・木綿・古手等を販売し、南部からは砂金・生糸・紅花等を江戸と上方に送った
- のちに質屋・醸造も手掛けた

(4) 中井源左衛門家(近江)

- ・初代中井源左衛門光武が享保19(1734)年に関東地方で合薬の行商を開始
- ・小売り・卸売り・質屋・醸造などに事業を拡大し、各地に出店や枝店を設けた
- ・地元の人たちと共同で事業を展開

Ⅲ 江戸時代の商家経営

(1) 商家の奉公人制度

三井家の事例(伊勢)

- ・呉服店を構成する京本店・江戸本店・大坂本店では、各店100人以上を雇用(半数近くは手代)
- ・各店では仕事内容に応じて奉公人の職階が定められた
- ・同族会議で承認されれば、暖簾分けも許された

(2) 家法・家訓と経営理念

- ・商家では代々にわたる事業の継承と存続を企図する家法・家訓が制定された
- ・家産の維持・相続や同族経営組織の在り方、奉公人に対する労務管理、本家ならびに分家の 生活規範、会計処理などが規定された

(3) 資本結合と統治機構

- 大商家では合議によって経営上の重要事項を決定する方針がとられた。
- ・家法・家訓とあわせて、集積された家産の分散を防ぐ仕組みは、家や事業の長期存続に寄与する江戸時代の経営的な工夫として評価される

(4) 多角的多角的な経営と記帳技術

- ・江戸時代の商家では、各家独自の方法で会計記録を行い、事業の状況を把握・管理した
- ・鴻池家…複数の会計帳簿を用いて大名貸の実態を把握し、大名貸経営の合理化を図った
- ・三井家…部門ごとに各種の会計帳簿を作成、大元方においてそれらの情報を集約し、三井家全体の損益を計算
- ・中井家…本家が出店・枝店の「店卸目録」を集約し、中井家全体の期末正味身代・損益を計算
- ・江戸時代の商家が編み出した経営の仕組みが近代化の前提条件として一定の役割を果たした

> 和式帳合(わしきちょうあい)

•古くより実務の中で生成発展してきた日本固有の簿記技術

《商業帳簿》

·記録上の最古の商業帳簿(現存せず) 「土倉帳」(室町時代末期)

・現存する最古の商業帳簿

伊勢宮山家の「算用帳」(寛文10(1638)年~)

- > 江戸時代の記帳法
- •多帳簿制

数多くの帳簿を用いて記録を行う方法

例) 中井家: 大福帳、金銀出入帳、問屋仕限帳、売立帳、給金帳、賃借帳など

・多帳簿制に基づく二面的記録

帳簿間で二面的に記録される内容については「突合印(つきあわせいん)」を用いて記録を突き 合わせる

例) 中井家の突合印: 売上、大帳、写、合 など

◆現金売上の場合

金銀出入帳に入金記録し、売上を押印売立帳に金銀出入帳と同様の取引を記録

資料(3)

- Ⅰ 近江商人とは
- ・近江国出身。行商形態から始まり、店舗商いへ移行した
- ・本家は近江国に置き、他国で商い
- ・「持ち下り荷」「下し荷」(上方⇒関東・東北など): 古手(古着)・小間物・薬・麻布など
- ・「登せ荷」(関東・東北など⇒上方): 東北地方であれば、生糸・紅花・紫根・青苧など
- ・「産物廻し」と「のこぎり商い」
- ・江戸時代以前…四本商人、五箇商人など(江戸時代の近江商人と大きく異なる)

Ⅱ 近江商人の分類

- (1) 高島商人
- ・戦国末期に西江州大溝(現・高島郡)から京都に出て商人化し、南部藩領で活躍
- 同郷商人団「小野組」を結成し、京都の商人と結んで大繁栄した
- ・近江商人第一陣の奥州進出は慶長18(1613)年...村井新七(高島郡大溝出身)

(2) 八幡商人

- ・旧八幡町(現・近江八幡市の一部)から江戸時代初期に登場した商人
- ・「八幡の大店」(大消費地に大型店舗を構えることが多い)と「日野の千両店」(行商で利益を得ると、東北・北関東を中心に小規模な店を多数開設)
- ・南は九州・鹿児島、北は越後から天童、福島、仙台などにも進出
- ・特徴的な商品は八幡表(畳表)と蚊帳 ⇒のちに関東呉服と上方の織物が主力商品になった

(3) 日野商人

- 享保(1716-1736年)の頃、蒲生氏の城下・日野町から輩出された
- ・多くは中山道を経由して北関東に出て、さらに北上して東北地方へ進出
- ・ 商圏が固まると出店を構えた
- ・創業時は日野売薬や日野椀を扱った
- ・持ち下り荷は上方の呉服・太物・麻織物・木綿など、登せ荷は東北・関東の紅花・青苧・生糸など

(4) 湖東商人

- ・幕末に彦根藩領から輩出された(範囲が広いため発足年は若干前後する)
- ・五個荘商人、愛知川商人、犬上商人、高宮商人を含む
- ・地場産業の近江麻布(麻織物)の持ち下り商いから始まった
- ・東海道に沿って三河・駿河、中山道を経て信州・甲州に麻布や京呉服、繰綿などを持ち下り、登せ荷として青苧や関東呉服を扱った

Ⅲ 松前に渡った近江商人

- ・天正16(1588)年、柳川村(現・彦根市柳川町)出身の商(田付新助と建部七郎右衛門)が蝦夷に渡り、蔬菜種子の行商を始めた
- ・寛永年間、近江八幡や柳川、薩摩(現・彦根市薩摩町)の商人が松前や江差へ渡った
- ・蝦夷の近江商人は、呉服・荒物・米などを上方で仕入れ、蝦夷の物産(主に海産物)を上方に販売
- •場所請負制度
- 「荷所船仲間」と密接に連携し、松前への安定的な物資供給を可能にした

IV 商いの手法と経営システム

(1) 乗合商い

- ・近江商人の多店舗展開を可能にしたのは、乗合商い(組合商い)
- ・中井家では仙台・伏見・後野店、矢尾喜兵衛家では、本家との共同出資で酒造店と万卸小売り商を開店(その後、16の出店を持った)
- 経営は支配人に委託し、主人は人事権を握った

(2) 奉公人制度①

- ・全国に展開した出店の奉公人の多くは、近江の出身者(特に本宅のある周辺の村々)
- ・奉公に入るには、主家に差し入れる奉公人請状が必要
- ・本宅で数か月~1年ほど性格や能力を観察され、適した出店に送られた

(2) 奉公人制度②

- •在所登り制度
- ・入店後、5年前後で初めて認められる休暇は「初登り」、その2~3年後は「中登り」、さらに「三度登り」と続き、「毎年登り」となって結婚できるようになる。このほか、臨時の登りも認められた
- ・店則で「登り」の金額や日数を規定している家もある(例:中井家、丁子屋小林吟右衛門家)

(3)情報収集と旅の組織化

>得意先廻り

- ・近江商人の旅は販売活動に従事するだけでなく、情報を集め、商談を操る機会でもあった
- ・中井源左衛門家の当主は、得意先(在郷商人からなる取引先)に対して「見舞い」と称する挨拶 廻りの旅に出た
- ⇒当主(または支配人)が記した旅日記により、旅の様子を知ることができる
- ・得意先とただ懇親を重ねるだけでなく、相手の経営状況の観察、町割・戸数調査、米穀・銭相場の調査なども行っていた

>商人団体

- ・相互扶助によって競争を避け、権益を守り、商圏の拡張に努めるため商人団体を結成。機能的に情報を把握し、活用するための仕組みという側面もあった
- 住吉講、恵比寿講、両浜組、薩州持下株仲間など

- 各団体では懇親の機会を設けるとともに、仕入れ先への共同行動、会費の徴収などを定めた。
- ・日野大当番仲間(日野出身の近江商人によって結成。湖東・京都の商人も加入)
- ・「日野商人定宿」という鑑札を掲げる定宿は、明和7(1770)年には東海道と中山道を合わせて 181あり、所在地を記した指定宿にはそれぞれ番号が与えられた

資料(4)

- | 蝦夷と松前藩
- (1) 蝦夷について
- ・蝦夷(現・北海道)はアイヌが独自の生活を営む地だった⇒13世紀以降に和人が北上
- ・1457年、蠣崎氏が蝦夷島主の資格を与えられ、松前氏に改姓
- ・1604年、徳川家康からアイヌ交易の独占権を認められ、松前藩として統治
- アイヌとの争いを避けるため、藩は居住状況に沿って和人地と蝦夷地に区画
- (2) 松前藩と場所請負制度①
- ・商場知行制(上級・中級士分)と直領地
- ・給地を有する者を支配所持(場所持)、鼻米を給せられる者を切米取と称した
- 蝦夷地の大部分は慶長年間に区画されたと考えられる
- ⇒その後、厚岸場所(寛永期(1624-1644年))、霧多布場所(元禄14(1701)年)、国後場所(宝暦4(1754)年)など
- (2) 松前藩と場所請負制度②
- ・蝦夷地では、そこに居住するアイヌとの交易(介抱)のみが許された
 - ⇒藩士は交易所を建て、船を遣わして(原則、毎年夏船1艘)の品物を交易し、他国商人と交易 ⇒場所請負制度が確立(1665-1720年頃?)
- ・商人は御禮金、差荷の納入義務も負っていた
- ・商人は年末になると、融通した前貸と運上金を差引計算⇒契約更新となる場合が多かった
- Ⅱ 近江商人の活躍
- (1) 蝦夷へ渡った近江商人①
- ・天正16(1588)年、蔬菜種子の行商に赴いた建部七郎右衛門(柳川)と田付新助(柳川)が最初。 続いて、岡田弥三右衛門(八幡)、西川伝右衛門(八幡)など多くの商人が進出した
- ・松前組から両浜組へ(元文2(1737)年)
- ・同郷商人間での資金融通...「小中組」と「大黒講」
- (1) 蝦夷へ渡った近江商人②
- ・寛政・文化頃(1789-1818年)には八島組を組織した服部商人、肥田の商人も加わった
- ・共同体組織の背景には、松前交易特有のリスクの存在
- ・「松前蝦夷記」、享保2(1717)年に松前へ渡った幕府巡見使一行(有馬内膳、小笠原三右衛門、 高城孫四郎)の編纂による覚書。蝦夷地、松前藩の実情を知ることができる
- (2) 近江商人による松前交易①
- ・近江商人は交易だけでなく松前藩の用達も務めた ⇒御用金負担、藩士への一時的な貸付けなど
- ・松前藩からの恩典…松前と本州間の移出入品に対する関税の減免、藩主への謁見許可
- ・藩の庇護により、近江商人は特権商人として成長

・寛文頃(1661-1673年)から、近江商人は漁業の貸与や漁場経営の融通、漁法改良などによって漁業にも携わり、漁場経営を行った

(2) 近江商人による松前交易②

- ・商人は海産物等を加工し、荷所船で日本海を通って敦賀港の荷所に荷揚げ(西国へ回漕する場合は異なるルート)。帰りの船に日用品や米などを載せて蝦夷へ回漕
- ・下し荷は、米・味噌・酒・醤油・茶・煙草・呉服太物・ろうそく・金属製品など。上せ荷は、鰊・干し鮭・昆布・熊など
- 漁業が発達
 - ⇒搾粕や魚油などの製法改良や漁具の貸与など
- •「松前沖口御番所取扱并御収納取立方手続書」の記述、アイヌとの軋轢

(2) 近江商人による松前交易③

- ○敦賀の荷所
- 敦賀港は古来より北陸の要港。江戸時代には松前産物を多く扱った
- ・天和2(1682)年には松前藩船の船宿2軒、松前物問屋3軒、江差宿2軒、昆布宿3軒が設置された
- ・荷所…近江商人が敦賀に揚げた荷を扱う場所
- ・荷所船を輸送する荷所船の多くは加賀や越前河野・敦賀の船だったが、自店用の船を造る近江商人も出現(明和・寛政の頃)

(3) 両浜商人の衰退①

- ・1789年の蜂起をきっかけに、幕府は蝦夷地取締に踏み切った ⇒享和2(1802)年に無期限の収公、その後場所請負制廃止
- ・近江商人の店は30店舗から9店舗に激減(文化7(1810)年)
- ・体制の変化と鰊の不漁が重なり、多くが休店に追い込まれた(「蝦夷御用内密留(抄)」)

(3) 両浜商人の衰退②

- ・場所請負制廃止後、幕府は直捌制をとった
 - ⇒近江商人排除の方向へ
- ・直捌制の継続については度々議論がなされ、文化9(1812)年に廃止、翌10年から復活(入札制)
- ・荷所船の船主たちは買積商いへ移行
- ・両浜商人の勢力は次第に衰退し、豊郷や能登川の商人たちが進出

資料(5)

I 陰徳善事の実践

- (1) 日常の施米施金
- ・松居久左衛門家(五個荘位田村): 2代目行顕は遺言を残し、3代目遊見自身も天保9(1838)年に彦根藩への献金の功として給付された15人扶持(現在27石)を村へ寄付
- ・矢尾喜兵衛家(蒲生郡中在寺村): 出店周辺の村々で年賀・節句廻礼。良好な関係の維持に努めた
- ・小林吟右衛門家: 嘉永5(1852)年以来、本宅のある小田苅村に対して、年末に助成米30俵を提供
- ・薩摩治兵衛家: 初代が出身地の大上郡四十九院村に施米。以降、昭和15年頃まで継続

(2) 天保の飢饉(1833~1836年)の時

- ・矢尾喜兵衛家の秩父店升屋: 天保4年9月中旬・天保7年の米価高騰の中、古米の割引販売を 実施また年末には地元の難渋者へ白米を配り、困窮の甚だしい者へは金銭を配った
- ・中井源左衛門家の仙台店: 窮民救済のために750両と米350俵を施し、流行病治療の引札を配布
- ・7代目薩摩四郎兵衛(犬上郡枝村)の飢饉普請: 郷里で窮民のために建築工事(松前では米穀の施与や米の原価販売を実施)

(3) 借金返済の猶予・免除①

- ・出世証文…将来の不定時において債務を弁済することを約束した証文
- ・松居久左衛門遊見の証文(天保10(1839)年)…長右衛門(近江商人)の借入金770両 ⇒200両は 不動産を処分して調達、50両は他者からの借入によってまかない、残金520両は出世次第返済

(3) 借金返済の猶予・免除②

- ・御礼証文…借用金の全額または一定金額の債務免除を取り決めた証文
- ・小林吟右衛門家の証文(嘉永4(1851)年)…八日市の八右衛門が借用していた230両の借用証文を吟右衛門から返却してもらったことに対する礼状
- ・同様の証文は他の近江商人の家でも見られる(中村治兵衛家、外村与左衛門家など)

(4) お助け普請

・小森久左衛門家: 武蔵国埼玉郡騎西に出店を開設(店名は釜屋新八)。明治19(1886)年6月、6 代目は酒の貯蔵庫を増築 ⇒工事関係者の雇用は51人、祝儀として配った米銭は103人に及んだ

(5) 寺社への寄進

・中井源左衛門家: 地元の馬見岡綿向神社へ建物、燈籠などを寄進。この他、檀那寺である大聖寺をはじめ、近江国外では京都、岐阜、奥州、江戸の神社仏閣に寄進した

(6) 公共施設への寄付

・中井源左衛門家: 2代目光昌と中井正治右衛門武成(京都分家)は、臨機堂による車石の補修敷設の事業に賛同して100両ずつ拠出した。また、席夜燈の建設資金や永代燈油料も負担・武成は公共施設への寄付を含む社会的活動にも尽力 ⇒瀬田唐橋の架け替え

(7) 新田開発と水利灌漑事業

- ・中井正治右衛門武成: 天保年間(1830~1843年)に、近江国朽木谷の領主と領内村々の要請を受けて新田開発に従事
- ・中井源左衛門家: 4代目光基の安政年間に、仙台藩の要請を受けて大規模な新田開発に従事・外池宇兵衛家(蒲生郡下小房村): 5代目正方が、出店を開設した水戸藩内の荒地の開墾を願い出て、私財を投じて水路を開削。また、水利に恵まれない下小房村に水路を引き、飲用に供した

(8) 滋賀県内の治山治水事業

・塚本定右衛門家: 2代目定次と実弟・初代塚本粂右衛門正之(分家)は、「瀬田広瀬」をモットーに、明治2(1869)年に「塚本申合書」を制定。道路改修、被災者救済への寄付、環境築造、植樹植林を行った

⇒塚本兄弟による滋賀県内の治山治水事業への寄付(明治27(1894)年~同40年の工事費用の負担割合は県と塚本家で2対1)

Ⅱ 生涯の修養

- (1) 奉公人の教育
- ・塚本定右衛門家の「家内の定」: 文政12(1829)年に初代定右衛門によって制定された。全8カ条からなる幹部店員への訓戒書。担当の部署で全力を尽くすこと、上下の奉公人や同輩同士の和合、不正を事前に摘む正義感を持つことなどが説かれる
- ・4代目矢尾喜兵衛の「商主心法 道中独問答 寝言」: 奉公人教育に際しての当主の心得が説かれる

(2) 人物の評価

- ・「間に合う」か否か
- ・中井源左衛門家の「家方要用録」(年紀不明)…17~18歳になってから資産を判定。人格の伴わない才知だけの者を忌避する記述も見られる
- •外村与左衛門家の「心得書」(安政3(1856)年)…性格を重視

(3) 日々の信仰

- ・松居久左衛門遊見: 積徳善行の人柄と伝えられる。朝夕、「正信偈」を読み上げ、念仏を唱えた
- ・初代伊藤忠兵衛: 浄土真宗を信仰し、大坂出店では店員に「正信偈」和讃11冊と数珠を持たせ、共に朝夕店内の仏壇で念仏をあげた。店員を養成し、独立へ導くことは自分に課された務めと考え、自らの信念に基づき宗教に依った店員教育を行った
- ・晩年を迎えた多くの近江商人の肖像画は、法体姿に描かれている

Ⅲ 文化的なしたしみ

- ・近江商人の蔵書には幅広い種類の書籍が見られる(実用書、娯楽本、物語、仏書、和漢の古典など)
- ・小林吟右衛門家:『塵劫記』、『二一天作』、『養生訓』、『瘟疫論解』、『医道手引草』、手習いや手紙の書き方の参考書、仏書、儒学の入門書、『平家物語評判』、『徒然草』など

資料(6)

- Ⅰ 日本固有の帳合法
- ・江戸時代、商家ごとに多様な帳合法が生み出された
- •「門外不出の法」であったため、各家の帳合法は共通性に乏しい
- ・明治初年、西洋の会計専門家を招いて簿記を担当させ、洋式簿記の導入が始まった ⇒その後、文献の輸入、翻訳・出版、学校教育の段階に至り、広く普及
- ・一部の新興大企業を除く多くの企業では在来の帳合が残った(例:村西家)

Ⅱ 帳簿

- (1) 用法と様式
- ・商業帳簿の初めは債権債務の備忘記録
 - ⇒やがて原始記録と整理記録とに分化
- ・江戸時代には、「大福帳」と呼ばれる帳簿がほぼ例外なしに用いられた。その性質は地方や業種などによって異なるが、売掛金元帳を大福帳と呼ぶ例が多い ⇒中井家
- ・帳簿は一般的に長帳・袋帳の2種類が広く用いられた
- ・商家によっては符牒を用いる場合もあった
- (2) 『商事慣例類集』にみる江戸時代の帳簿①

・『商事慣例類集』…明治14~15年頃、商法典編纂の準備として、事業者への聞き取りや答申書等に基づき日本各地における商業習慣をまとめたもの(調査は、各地の商法会議所および1府8県の地方官庁(東京府、千葉、茨城、神奈川、栃木、三重、愛知、静岡、岐阜)を通じて実施された)

(2)『商事慣例類集』にみる江戸時代の帳簿②

・東京商法会議所は6種(当座帳、大福帳、仕入帳、仕切帳、蔵入帳、水揚帳、荷物判取帳、金銭 判取帳、金銀出入帳)、大阪商法会議所は7種(大福帳、買帳、売帳、注文帳、金銀出入帳、金銀 受取帳、荷物渡帳)、兵庫商法会議所は9種(大福帳、万売帳、仕切帳、水揚帳、金銀出入帳、荷 物出入帳、勘定帳、荷物判取帳、金銭判取帳)を答申

(2)『商事慣例類集』にみる江戸時代の帳簿③

- ・当時の商家帳合は、全国的な中級商家の帳合法(大福帳・金銀出入帳を中心とした帳簿組織) と少数の豪商の帳合法(多数の帳簿を含む帳簿組織)から構成されていた(和式帳合の二重構 造)
- ・中級商家では、報告の中に決算書や決算報告に関する記述が少ない傾向

Ⅲ 多帳簿制複決算構告簿記

- ・小倉榮一郎氏により、帳合法を評価する際の基準として用いられることが多い
- ・中井家帳合法、出雲帳合法、鴻池家帳合法などが該当
- •5つの特徴
 - (a) 日常多数発生する取引は別個の帳簿に記録する(=多帳簿制)
 - (b) 大福帳が総勘定元帳の役割を果たす中心的な帳簿である
 - (c) 取引複記方式を採っている
 - (d) 正貨追記による記録が行われている
 - (e) 貸借対照表・損益計算書の2系統に分かれた複式決算である

Ⅳ 中井家の概要

- (1) 中井家の沿革①
- ・遠祖は文禄年間(1592-1596年)に日野町に移住し、日野椀の製造販売を手広く営んだ
- ・初代源左衛門光武(享保元(1716)年-文化2(1805)年)は、塗椀絵付けの仕事に就いていたが、 享保19(1734)年、関東地方に向けて売薬行商を開始(元手金2両、借入金16両、日野売薬13 両、現金5両)
- ・延享2(1745)年、中井家最初の店舗となる越堀店、寛延2(1749)年には太田原店、宝暦7(1757)年には上州小泉、明和元(1764)年には岩代国本宮に出店を開設。その後も店舗数は増加

(1) 中井家の沿革②

- ・当初、西国から日野売薬・古手・木綿・米など、東国より青苧・麻・大豆・紅花などを扱っていたが、光武50歳の頃には業績好調で取扱商品も激増し、諸国物産万般を手がけた(食用油・雑穀・芋・絹織物・種紙・真綿・黒砂糖・塩など)
- ・文化2(1805)年、2代目光昌に全ての相続を終えた後も初代が整備した帳合法が用いられた
- ・主力店舗の仙台店は明治17(1884)年に閉鎖に追い込まれるが(仙台藩に対する不良債権が原因)、京都の日野屋源左衛門店は昭和期まで続いた

(2) 中井家の店舗組織と支店管理①

店舗組織

- ・江戸〜明治期を通じて本家は江州日野に置かれ、各店への融資を行う財務部門へと変化
- ・複数の事業を展開する店では、内部が部門別に分化(例: 大坂店…元方、買方、見世方)

- ・仙台店および太田原店は周辺の土地に枝店を開設(枝店は本店の統制下に置かれた)
- (2) 中井家の店舗組織と支店管理②

支店管理の方法

- ①「月〆書」(毎月の営業報告書)、「店卸目録」(年1回の決算報告書)の査閲
- ② 中井家当主の店廻り(諸帳簿の検査、店員への家訓・店則の説明、人事異動の達達など)
- ③ 和合寿福講(本家、三 分家、別家から構成される)
- (2) 中井家の店舗組織と支店管理③

店卸目録の作成

- ・店卸目録は毎年1冊に綴られて本家へ送付された。店では決算の累年記録簿である「店卸帳」 にも同じ内容を記して保管(本家では「店卸記」を作成)
- ・各店の決算は「店卸下書」で行い、店卸目録の形式に清書
- ・日常的な取引記録は売立帳・仕入帳(現存せず)・問屋仕切帳などの帳簿に記され、大福帳(総勘定元帳的位置付け)に転記※ただし、店卸目録上の「大福帳ロ〆」は売掛金・買金・給料前貸金を集計したものとなっている
- ・大坂店では、各帳簿から大福帳への転記の際に支配人と次役が立ち会うことが定められた

資料(7)

- I 中井家帳合法の概要
- (1)「店卸記」の時代区分①
- ・中井家帳合法に関する研究成果は、小倉榮一郎著『江州中井家帳合の法』にまとめられている
- ・初代が執筆した「店卸記」の記載状況から、本家の帳合法は3期に区分される
- ①創業期(享保19(1734)年~延享2(1745)年)
- ②定着期(延享3(1746)年~寛政8(1796)年) 前期·中期·後期
- ③展開期(寛政9(1797)年以降)
- (1)「店卸記」の時代区分②
- ①創業期(享保19(1734)年~延享2(1745)年) 前期正味身代+当期純利益=期末正味身代の形式による記録
- ②定着期(延享3(1746)年~寛政8(1796)年)
- i. 前期(延享3年(1746年)~宝暦4年(1754年))

「売懸代物代」(売掛金)+「合薬仕入」(棚卸商品)-負債=「残高」(期末正味身代)

「残高」-「前年元金」(期首正味身代)=「徳用」(当期純利益)

- (1)「店卸記」の時代区分③
- ii. 中期(宝暦5(1755)年~明和2(1765)年)
- ・宝暦5年から、太田原店と本家合薬方を分けて記録、資産負債項目が詳細化
- ・この頃、決算は初代自身が実施。期末財産の確定により損益を算出する方法に重点を置いており、収益費用の比較による損益算定は本家に関する限りは実施されていない
- iii. 後期(明和3(1766)年~寛政8(1796)年) (本家資産+支店正味身代+支店利益)-本家負債=中井家全体の期末正味身代
- 中井家全体の期末正味身代-中井家全体の期首正味身代=当期純損益
- (1)「店卸記」の時代区分④

- ③展開期(寛政9(1797)年以降)
- ・2代目光昌が本家・仙台店・相馬店を相続し、店卸記を執筆(計算形式に変化なし)
- ・光昌の弟や甥もそれぞれ支店を相続したため、彼の記した店卸記は、初代の時と同じ規模の中井家財産計算ではなく、自身が相続した財産の計算のみ
- ・計算の規模は小さくなったが、計算形式については変化なし。 店舗ごとに従来通りの方式で計算し、本家・分家も同じ方法で集計計算を実施
- (2) 中井家文書(滋賀大学経済学部附属史料館所蔵)の会計史料
- ① 本家に備えられていた帳簿・記録類
- ② 支店から本家へ送付された年々の決算報告書
- ③ 閉鎖された支店から回収した支店常備の帳簿・記録類

(3) 帳簿の概要

- ・帳簿には西の内紙・美濃紙・半紙を用い、長帳・袋帳の2種を使用
- ・改ざん防止のため、万・千・百・拾などの定位文字を入れて、多角数字で記数
- ・帳簿は白紙で罫線等は引かれていないが、記入の位置や順序は帳簿ごとにほぼ定まっている
- ・記入金額と原資料を突合せ、突合印を押印
- Ⅱ 香良洲店の帳簿組織と記帳法
- (1) 香良洲店の概要
- ・天保6(1835)年、伊勢国香良洲の太田屋嘉蔵店(酒造業)を中井家の出資により支店化(嘉永 3(1850)年閉鎖)
- ・記帳法解明の基礎となった嘉永2、3年の帳簿は、清算の資料として本家に提出されたもの

(2) 香良洲店の帳簿①

- i. 金銀出入帳
- ・期首現金在高を前期記録より受け継ぎ、「入」「出」の記号を記して正負並記する形式
- ・月2回、入出金をそれぞれ金種別に合計し、入金合計から出金合計を差引いて帳簿残高を算定
- ・実際在高との差額を「銭勘定過上(不足)」として計上 ⇒店卸目録には実際在高を記載
- (2) 香良洲店の帳簿②
- ii. 大福帳
- ・本店勘定をはじめ、債権債務、収益費用の諸勘定が詳細に設けられた(総勘定元帳的機能)

iii. 給金帳

- ・店、下男、台所、売方、蔵などの順に区分され、その中に個人別の口座が設けられている
- ・個人口座の冒頭には本人の氏名、身分、職種が記載され、給金の記入は符牒による
- ・店が立替えた金額を本人の口座に記帳し、給金と相殺。不足すれば「前貸」、余りがあれば「給金預り」として運用
 - ⇒別家の際に退職金とともに支払われた
- (2) 香良洲店の帳簿③
- iv. 問屋仕限帳
- ・得意先別口座が開設された売掛金の計算簿
 - ⇒「売立帳」に転記し、売上に含める
- ・決算では大福帳の「仕限帳口」に問屋仕限帳の残高を一括計上

⇒上記に売立帳・仕入帳・借貸帳等(現存せず)を加えた基礎帳簿群をもとに「店卸目録」を作成

- Ⅲ 中井家「店卸目録」の構造
- (1) 決算の概要
- ・決算を「店卸」と呼び、支店は毎年一定の時期にこれを行った(1月初旬、8月下旬など)
- ・広範囲に分布する支店を統制する手段として年次決算を実施
- (2) 仙台店(見世方)作成「壬戌享和二年二月吉日西店卸目録」の内容① 享和2(1802)年2月に作成された、享和元年(酉年)分の決算報告書。4つの区分から成る
- i. 金差引之部
- 金銀出入帳の内容の要約 ⇒最終的に現金過不足を算定
- (2) 仙台店(見世方)作成「壬戌享和二年二月吉日西店卸目録」の内容②
- ii. 仕入之部
- ・年間仕入高を仕入先別に掲げたもの
- ・古着などの商品仕入高、付随費用、監督費、期首・期末商品棚卸高などを計上
- ・売上原価を計算後、売上高との比較により「買出し徳用」が算定される
- (2) 仙台店(見世方)作成「壬戌享和二年二月吉日西店卸目録」の内容③
- iii. 損徳之部
- ・収益相当額(「賣出し徳用」、受取利息など)と費用相当額(支払利息、諸経費、減耗損など)の比較により「徳用」が算定される
- (2) 仙台店(見世方)作成「壬戌享和二年二月吉日西店卸目録」の内容④
- iv. 惣勘定之部
- ・期首正味身代、期末商品棚卸高、期末現金在高などが計上され、期末正味身代が確定される
- ・期首・期末の正味身代の比較により「徳用」が算定される
 - ※この年、2つの方法で計算された利益額は一致しないが、単なる記入ミスによるもの

資料(8)

- I 近江商人の創業期
- (1) 西川甚五郎家の事例①
- ・永禄9(1566)年創業(初代仁右衛門が19歳の時)
- •7代目利助による「用意金相場帳」(寛政11(1799)年)に江戸店開設までの経緯が伝えられている
- ⇒初代は、蒲生郡南津田村から八幡町へ転居後、息子たちを連れて能登国金沢へ藷行商に 出向いた。その後、五男の甚五郎を後継者に定め、八幡特産の畳表を取扱い始め、美濃・尾張 へ行商。やがて多数の売子を雇用して東海道筋へ進出し、元和元(1615)年に江戸店(近江屋作 兵衛)を開設
- (1) 西川甚五郎家の事例②

- ・2代目は萌黄蚊帳(八幡特産の蚊帳を萌黄色に染色し、縁に紅布を付けたもの)を創業
- ・地場産業の興隆を見て取扱商品の切替えを図り、大坂夏の陣の終息と同時に、江戸に狙いをつけた

(2) 正野玄三家の事例①

- ・初代は、万治2(1659)年に蒲生郡日野町村井の農家の三男として生まれる(享保18(1733)年 没)
- ・延宝4(1676)年に18歳で越後へ行商。その後、京都で伊藤東涯に儒学を学び、元禄6(1693)年に名古屋丹水のもとで医者の修行。元禄14(1701)年に日野へ戻り、製薬を始め、製薬・卸商として商いを伸展
 - ⇒正野家の業は日野商人の行商の取扱商品として広まった

(2) 正野玄三家の事例②

- ・正野家の特約店は、奥州から四国まで175軒に及ぶ(安政3(1856)年時点)
- ・初代の「毎年惣勘定仕上帳」(貞享元(1684)年~享保13(1728)年の資産概況の記録)には、7ヵ条からなる「覚」が記されている
- ⇒貞享元年からは分家独立の形で行商を開始。元金は少なく、主に一門からの借入(400両前後)でまかなった。元金が100両になるまでは手代を雇用しないこと、居宅の普請費用はその時の元金の1割を未満とすること、毎年12月には年間の損益を明確にすることなどが記載される

(2) 正野玄三家の事例③

- ・越後長岡との取引において、弟と共同経営(相高内)の形をとり、経営規模の拡大を図った
- ・元金は貞享元年の銀172匁8分から元禄6年の593両1分に増加
 - ⇒行商を中断し、医薬の道へ
- ・宝永2(1705)年には正味財産は1,200両。投機商いにも手を出し、手痛い失敗に見舞われていたが、宝永4年の法孫叙任を機に投機商いをやめること、子孫への遵守要求を盛り込んだ家訓を制定

(3) 矢尾喜兵衛家の事例①

- ・初代喜兵衛は、正徳元(1711)年に日野町中在寺村の農家の次男に生まれる(天明4(1784)年 没)
- ・矢野新右衛門家(日野)へ奉公に入り、武蔵国秩父郡の出店で支配人となり、寛延2(1749)年に別家。同地の豪商名主・松本惣左衛門から酒株を借り受け、酒造業を開始(矢野家との乗合商い)
- ・創業当初の販売方法は、売子への酒樽の委託と小売り

(3) 矢尾喜兵衛家の事例②

- ・酒造業のほか、穀物・衣料品・日用雑貨などの小売り、質屋も兼業。宝暦8(1758)年には大宮中町に俵屋を開店(矢尾家3分5厘、權次郎寄居の和泉屋3分5厘、吉兵衛3分出資の乗合店)。明治13(1880)年まで、武蔵国を中心に16店舗を設けた
- ・「店卸帳」(寛延3(1750)年~)…複決算構造を持つ
- 初代の人柄

(4) 伊藤忠兵衛家の事例①

- ・初代忠兵衛は、天保13(1842)年に犬上郡八目村で伊藤長兵衛(呉服太物小売商、地主)の次男に生まれる。11歳の時、家業手伝いのかたわら、兄に随って近村を行商した
- ・安政5(1858)年、母方の叔父から50両を借り受け、荷持ち2名を雇い入れ、叔父と同道して近江麻布類の持下り商いに出向いた(薩摩浜から大津に渡り、伏見、大坂、紀州へ)

(4) 伊藤忠兵衛家の事例②

- ・翌年5月下旬、叔父から100両を借り受け、麻布、美濃縞、美濃縮緬を持参し、岡山、広島、下関へ。さらに長崎に渡り、外国貿易の実情に触れた⇒以後、北九州を商圏とする
- ・万延元(1860)年には、生産・消費量の多い美濃織物を主に取り扱った
- ・得意場を全て兄(6代目長兵衛)に譲り、明治5(1872)年、大坂本町2丁目に呉服太物商を開店(屋号は紅忠(べんちゅう)とした)。取扱商品は麻布・尾濃織物・関東織物が中心

(4) 伊藤忠兵衛家の事例③

- ・同年、店法を制定…若く有能な店員を登用するために会議制度を採用
- ・三ツ割制度(明治8年)…店の利益を均等に三分割(本家納め、店積み立て、店員配当)して処分 ⇒明治26(1893)年に店法を改正し、利益処分割合を変更(本家5、店積み立て3、店員配当2)
- ・熱心な仏教信者であった初代忠兵衛は商道の本を仏教に置き、特に店員の処遇には気を遣った

(5) 丁子屋小林吟右衛門家の事例①

- ・初代は、安永6(1777)年に愛知郡小田苅村の小林重内の次男として生まれ、上州倉賀野に養子へ
- ・創業のエピソード…松居久左衛門家「松居家聞書集」、2代目吟右衛門の記述より ⇒初代の商いは、養村での雑貨店開店・周辺地域への行商から出発。その後、東海道への商 圏拡大にともない、奉公人を雇い入れて行商を委託するまでに発展

(5) 丁子屋小林吟右衛門家の事例②

- ・「金銀万覚帳」(寛政10(1798)年~明治元(1868)年)…初代と2代目による11時の総括勘定帳 ⇒当初は、麻布の布仕入高、持下り商、金貸業を営んだ。取扱商品は、麻布、財布、刻子、足 袋類、京都の呉服屋や紅緒口などの小間物類、帯類、縮緬、黒繻子、鹿子など。文政期には、 雪駄、紙、金物類、紅花、ウコンなど、ほかに、「上州物」「東り物」なども見られる
- ・通常の掛売りに加え、委託販売方式を採用
 - ⇒文政12(1829)年5月の店卸には「送り物」が出現。白粉や縮緬の見本帳も残されている

Ⅱ 承継を支えた奉公人の忠誠

・山中長右衛門家(蒲生郡日野町)の事例: 享保3(1718)年、駿河国御殿場に日用品を扱う出店を開設。文政8(1825)年に身代を相続した4代目は家業に身を入れず、4年後、奉公人一同は要望書を提出

⇒4代目が全面的に要望を受け入れ、「定書」を差し入れて収まった

- ・押込の隠居 ⇒家法で条文化されている(小林吟右衛門家「示合之條目」、小野善助家の2つの「覚」(正徳4(1714)年・享保13年)、西川甚五郎家の「定法書」(寛政11(1799)年)、中井源左衛門家の大坂店「定目」(文化6(1809)年)など)
- ・矢尾喜兵衛家の事例: 5代目は安政3年に8歳で両親と死別したため、父方の叔父・治兵衛が後見した。治兵衛は分家して酒造業を営み、明治2(1869)年に引退。5代目に対する遺言を隠した

資料(9)

- I 近江商人研究における「三方よし」
- ・「三方よし」という用語は江戸時代には存在せず、後世に造語されたもの
- 小倉榮一郎著(1988)『近江商人の経営』の中で「三方よし」が登場

- ・売手(に)よし、買手(に)よし、世間(に)よし
- Ⅱ 近江商人の家訓・遺言に見る商いの精神
- (1) 西川甚五郎家の家訓・遺言に見る商いの精神
- ・西川産業の祖。本宅には、江戸店から年に2回送られた決算帳「勘定目録帳」(文化4(1807)年 以降)が現存されている
- ・帳簿の末尾には毎回家訓が記される…例えば文化4年度には、互いに和合して家業に精励すること、品質をよく吟味した商品をできるだけ潔い口銭で売ることが示されている。さらに、商品の保証未定の時でも余分の口銭を得てはならないと諭し、状況に応じて薄利を貪ることを禁じている

(2) 小野組(高島郡大溝)

- ・小野組の中核である小野善助家の初代(万治元(1658)年~元文4(1739)年)は、東本願寺の熱心な門徒であった。元禄2(1689)年、盛岡紺屋町に高造業を、宝永5(1708)年に京都に糸・絹・紅花を扱う問屋を開業した
- ・元文2(1737)年に初代が残した遺言には、人の気持ちを汲み取ることを第一に心掛け、自身に対しては禁欲を強いたこと、信仰にもとづく勤勉、始末と奉仕の精神をもって励んだ結果、盛岡に出店を築くことができたことなどが記されている
- (3) 外村与左衛門家(神崎郡金堂)
- 創業年は、5代目が麻布行商を始めた元禄13(1700)年 ⇒現在は外与(総合繊維商社)
- 最盛期には「湖東中郡日野八幡佐々様家見立角力」において最高位の総後見とされた
- (3) 外村与左衛門家(神崎郡金堂)②
- -安政3(1856)年の家訓「心得書」に代表される明確な経営理念
 - 一手前勝手な態度をとらず、取引相手の立場も尊重した共存共栄の態度をとること
- 一販売時には、その時の相場では芳しくない取引であっても、損得に迷わずに売り渡すことなどが示され
 - 一「売て悔やむこと商人の極意」
 - 一「薄利で満足すること」が商いの秘訣とされる
- 一相場については、売買一般と同じように長期的な流れを見ることが重要であると指摘している
- (4) 中井源左衛門家(蒲生郡日野)①
- ・初代源左衛門光武(享保元(1716)年~文化2(1805)年)は、19歳で関東へ合薬の行商に出掛け、その後は主に仙台を拠点として活動した
- ・初代は法然上人の一枚起請文にならい、子孫のために「金持商人一枚起請文」を書き残した ⇒普通の金持ちになるためには、始末と吝嗇の違いをわきまえて奢りを抑え、長寿を志しなが ら勤勉に働く善人であればよく、運ではなく努力が大切。しかし一国を代表するような長者の家に なるためには、何代にもわたって子孫に善人が続くことが必要であり、それは人知を超えた運で あるため、陰徳善事を重ねながら祈るほかにないと述べている。

(4) 中井源左衛門家(蒲生郡日野)②

- ・二代目光昌の家訓『中氏制要』では、勤勉に働くことこそ利益を生み出す根本であり、正当に働いて手にする利益は真の利益である、との信念が表されている
- (5) 中村治兵衛家(神崎郡石馬寺)

- ・麻布商・二代目中村治兵衛は、三代目(嫡男)が若くして没したため、片山家から迎えた養子・宗次郎に四代目を継がせ、幼い宗次郎にあてて宝暦4(1754)年に「宗次郎幼主遺書」を記した
- ⇒他国商いの要諦に関する一節では、赴いた先の国の人々の幸せを最優先することを繰り返し述べている。また、一挙に高い利益を望まず、利益が出るか否かはお天道様のお恵み次第という考え方を勧め、自分本位の欲望を抑え、心身ともに達者で過ごすために信心を深めよと説いている
- ・この書置は、井上政共著(1890)『近江商人』の中で漢文調に簡潔に要約されて一般に流布した

(6) 矢尾喜兵衛家(蒲生郡日野中在寺村)①

- ・創業年は、初代が奉公先の矢野新右衛門家から別家を認められた寛延2(1749)年。武蔵国秩 父郡大宮郷に酒造・万卸小売り・質屋業を営む升屋を開店
 - ⇒現在は矢尾本店と矢尾百貨店として存続
- ・四代目喜兵衛(文化6(1809)年~安政3(1856)年)は、弘化2(1845)年、秩父出店の純資産8,000両を、主家(矢野家)側の要求に応じて折半し、乗合商いを解消。その後、商勢は伸張した

(6) 矢尾喜兵衛家(蒲生郡日野中在寺村)②

- ・嘉永6(1853)年「商主心法 道中独問答 寝言」: 四代目が店の心を構えを儒家書形式でまとめたもので、彼が傾倒していた石門心学の影響が色濃く見られる。内容は、正義と始末倹約、積善積徳の他、子弟の教育など広範囲にわたる
- ・遠国渡世の心得に関する一節: 「地商人の主人より他国商売の主人はその身の取締 心の敬み 又格別に帰心すべき事 他国渡世の身代は一旦不如意に及ぶ時に再度持越す事 余程出来難き もの也 能々心得べき事」

(7) 塚本定右衛門家(神崎郡川並村)①

- ・創業年は、初代定右衛門定悦が甲府で小間物問屋を開業した文化9(1812)年。二代目定次は 呉服太物の卸売りを家業の中心に据え、東京・京店・小樽店を開いた
 - ⇒数度の改組を経て、現在はワカモトコーポレーション
- ・初代の遺歌(天保10(1839)年): 「おとくいのまうけをはかる心こそ 我身の富をいたす道なれ」⇒ 得意先の利便を図る対応こそが利益の源泉

(7) 塚本定右衛門家(神崎郡川並村)②

- ・定次は明治2(1869)年に「家内申合書」(商いの基本姿勢を記したもの)を制定。「客主の利益を 謀る」と題した項では、顧客本位の商いをしていれば結果として利益の増加につながるものであ ること、徹底して顧客満足を追求することの大切さが説かれる
 - ⇒定次は座右の銘を「薄利広商」とした
- ・明治21(1888)年の述懐では、商いで大事なことは、人を欺くような商品を取扱わないことであり、地道な商売を行うことに専心し、家業の永続を図るべきである、とされる。
- ・「商家の極意は信用を重んじ内外の好評を得るにあり」→商家の本意は、信用を重んじて、内外の好評を得ることにこそある

(8) 丁子屋小林吟右衛門家(愛知郡小田苅村)①

- ・丁子屋小林吟右衛門家(通称:丁吟)は、呉服太物問屋として幕末から明治維新期にかけて台頭した豪商
- ・初代吟右衛門(安永6(1777)年~安政元(1854)年)は、22歳で行商を開始し、近隣の村々から東海道方面へと行商範囲を拡大(取扱商品は繊維品・小間物類)。天保2(1831)年に江戸日本橋に出店を開設 ⇒現在はチョーギン(アパレル)

(8) 丁子屋小林吟右衛門家(愛知郡小田苅村)②

・初代が四代目矢尾喜兵衛家と座談(安政元年3月)をした時の言葉が、喜兵衛著『見聞随筆』に 記録されている

⇒最初から大商人になることを夢みて天秤棒を担いで一所懸命働くのは無益なことである。商人として成長するために、小商人の段階から周囲や世間への配慮を常に怠らず、社会の一員としての自覚を忘れずに、ひたすらに働くことのほうが重要であると述べている

資料(10)

- I 中世~近世初頭の近江商人·近江商人の活動範囲は、時代と共に拡大
- ・中世の近江商人が史料上に初めて登場するのは、文応元(1260)年
- ⇒商人たちは隊商を組み、美濃・伊勢・若狭・越前・京都などに向けて行商。愛知郡枝村の商人は美濃紙、五箇商人は日本海側の産物などを扱った
- ・近世初頭には、朱印船貿易にも従事した西村太郎右衛門(近江八幡出身)が登場
- II 広域志向の近江商人
- (1) 盛岡での発展①
- ・村井新七…盛岡で最初に拠点を設けた近江商人
- 初代村井権兵衛(小野新四郎の次男)...高島郡大溝出身。小野組の祖となった
- ・寛文2(1662)年に盛岡に下り、村井新七家に奉公に入る。延宝6(1678)年に別家し、村井姓を 名乗り志和村で酒造業を始め、急速に成長

(1) 盛岡での発展②

- ・初代権兵衛は弟の好徳と、3人の甥(小野包教(初代小野善助)、唯良、清助)を盛岡へ呼び寄せた
- ⇒唯良は初代権兵衛の養子となり、2代目を継いで、元禄3(1690)年京都に貫店を開店。清助 も初代権兵衛の婿養子となり、盛岡新町に酒造業井筒屋を開店
- ・取扱商品は、南部→上方: 砂金・紫根・紅花・生糸・生蝋・青苧・漆・蝋など、上方→南部: 繰綿・ 木綿・古手・砂糖・瀬戸物・蝋燭など。また、味噌・醤油・麹などの醸造技術も導入

(1) 盛岡での発展③

- ・重量のある商品は海路、軽くて高価な商品は陸路を利用(江戸が中継地点となった)
- ・盛岡藩は、必要物資をたびたび無断領外搬出禁止品に指定。寛文4(1664)年には紫根、紅花、漆、蝋、鉄、黄蓮などを含む37品目が指定された
 - ⇒移出税の徴収

(2) 山形と仙台への進出①

- ・近江八幡出身の西谷善太郎家と分家の西谷善九郎家は出羽国村山郡山形に日野町に出店を 開設
 - ⇒上方の古手・繰綿を山形に持ち込み、山形特産の紅花・青苧を上方へ運んだ
- ・高価な紅花は海上輸送の危険を避けて、旧来の経路によって京都へ運ばれた
- ⇒山形城下の外港から最上川を通って酒田へ運び、廻船に積み替えて敦賀を経由して琵琶湖 北岸に陸送。湖上水運によって大津へ回漕し、京都へ

(2) 山形と仙台への進出②

・仙台藩の城下町に進出したのは奈良屋、梅原屋、釜屋などの八幡商人たちが最初。のちには中井源右衛門、小谷新右衛門などの日野商人が出店を開いた

- ⇒中井家は、仙台大町(仙台城下の繁華街)に店を開き、仙台店を拠点に出店を展開
- ・芦東山(仙台藩の儒者)が藩主伊達宗村へ提出した上申書(宝暦4(1754)年)…仙台藩の為政者が、領内に進出してきた近江商人をどのように見ていたかを伝える史料

(3) 関東の醸造業

- ・日野商人は、醸造業によって北関東一帯に商圏を広げた
 - …関東方面へ行商に出向き、交通要地や物産の集散地に目を付けて出店を開店
 - ⇒やがて経営基盤の安定した造り酒屋を経営
- •日野商人西市郎右衛門家(3代目市郎右衛門安則)
 - 一初代が明和年間(1764~1772年)から武蔵国葛飾郡番匠面で酒造業を営んでいた
 - 一後に周辺地域に酒や酢の醸造業の出店や拠点を設け、屋号を幾久屋と称した
- 一文筆に優れた3代目は、『木曾日記』全3巻を著した。『木曾日記』は、旅商の労苦を和歌、狂歌、俳句に託しながら記した中山道の紀行文

(4) 西日本への進出(1)

- •西日本を商圏とした商家も少ないながら存在する
- ・川島宗兵衛家(神崎郡五個荘)...3代目が広島から九州一円に麻布、呉服を持下った
- ・藤井善助家(神崎郡五個荘)の祖・千次郎周祐…紀伊、伊勢、和泉、備後、周防を商圏とした

(4) 西日本への進出②

- ・山中利右衛門安清(神崎郡五個荘)...麻布商を営み、独占的に土佐藩を商圏とすることに成功
- ・五個荘の北村彦村や川並村などの商人は、天保2(1831)年に「薩摩国中諸品持下り株」を結成
- ・初代伊藤忠兵衛(犬上郡八目村)...西日本への麻布の持下り行商を開始

資料(11)

的確な判断と危機への対処

- (1) 市田弥一郎家①
- ・初代(幼名:常三郎)は、天保14(1843)年に犬上郡油屋町の商家・青山幸助家(綿幸)の次男として誕生。13歳頃から商売を始め、20歳頃に幸才を見込まれて神崎郡北町屋村の市田弥惣右衛門家へ養子に入った(弥一郎に改名)。東海道筋への持下り商いに従事し、綿・荒物・呉服等を扱った
- ・株仲間制度が廃止された直後、明治2(1869)年に東京へ進出。弥惣右衛門家に実子が生まれると、分家して独立(明治6年)。翌7年に東京横山町に呉服店を開き、翌年には日本橋に移転。その後、京都仕入店、日本橋田所町に新店舗を開設
 - ⇒明治30年に家業を長男に譲った

(1) 市田弥一郎家②

- ・初代が15歳の頃、跡地用の絹地の入札のため、井伊家から「綺幸」と他5店に対して見本提出の命が出された。常三郎は見本品選定のため、ただちに長浜の縮緬へ向かった。既に絹屋に来ていた他店の手代から長浜産の見物に誘われたが、翌朝の帰途同道を約束して断り、深夜の雪道を急ぎ帰宅。翌朝「綺幸」は他店に先駆けて見本品を提出できた
 - ⇒落札され、評判と信頼を得た

(2) 伊藤忠兵衛家(犬上郡八目村)①

- ・安政5(1858)年、初代忠兵衛は特産の麻布を携えて紀州方面へ持下り商いに出向き、利益を 上げる
- ・翌年には下関、そして長崎へ渡り、外国貿易の実際を見て大きな刺激を受け、以降は北九州を 商圏とする。明治5(1872)年、大坂本町2丁目に呉服太物商を開業し、発展

(2) 伊藤忠兵衛家(犬上郡八目村)②

- ・慶応2(1866)年、戦時体制下にあった長州藩領では、下関に限り外来商人が出入りできた。忠 兵衛は同年5月中旬に麻布1万反を持下り、下関と九州で販売し、6月上旬に売掛金回収のため 再び防長へ。その道中、武装した軍勢が小倉から門司に進軍する様子を見る
- ・7月中旬には、旅人が下関から船出できなくなり、約1,500両の回収金を所持していた忠兵衛は、付近の空き家で他の旅人と共に40日間余り閉じ籠っていた⇒彦島に寄港した同郷の商人のもとに出向き、回収金を近江の実家に託送。自身は戦いの終息後、残りの売掛金を回収して無事帰国した

(3) 高田善右衛門家(神崎郡宮荘村)①

- ・初代善右衛門(寛政5(1793)年~明治元(1868)年)は、高田吉郎左衛門(醤油・肥料・庄屋)の末子として誕生。自分は家を継ぐ立場にないと考え、独立への強い願望を持っていた
- ・17歳の時、養子縁組の話があったが、独立行商の希望を訴えて断り、父から5両の元手金を与えられたのをきっかけに持下り商いを開始
- ⇒蝋燭・灯心を仕入れて紀州で行商し、後に衣料品を取り扱い、販売先を東国に転じて資産を築いた。後に大和国郡山藩の御用達を務め、名字帯刀を許された

(3) 高田善右衛門家(神崎郡宮荘村)②

- ・善右衛門の行商時の苦労話は、大正9(1920)年発行『尋常小学修身書』巻四にも採り上げられている
 - ⇒僅少の利益を積み重ねて増やした資金を麻布・呉服の仕入れに投入

(4) 矢尾喜兵衛家(再掲)

- ・四代目喜兵衛は、「異見の事」の中で、重ねて外来商人としての心構えを説いている(「遠国渡世の身分は地の商人衆と運び 身持また格別正しく有るべきはずの事なり」)
- ・明治17(1884)年、秩父事件が勃発…升屋は困民党軍から兵食の炊き出しを依頼される。「高利貸営業者ノ如キ不正ノ行ヲナス者ノ家」ではないため店を襲撃するつもりはなく、また乱暴を「はたらく者があれば届け次第成敗するとの申し出を受け、営業を勧められた(升屋の『秩父暴動事件概略』)

(5) 丁子屋小林吟右衛門家(再掲)①

- ・二代目吟右衛門(寛政12(1800)年~明治6(1873)年)は、愛知郡小田苅村で小林源左衛門の三男として生まれ、7歳で叔父・初代吟右衛門の養子となる
- ・文化11(1814)年、東海道行商に初めて同行。天保2(1831)年の江戸出店開設後、京店、大坂店を開設。その後も、早世した三代目に代わって四代目が家業を継ぐまで、長く経営の第一線に立ち続けた

(5) 丁子屋小林吟右衛門家(再掲)②

- ・文久元年、京都の本両替商・伊勢屋甚兵衛(伊勢藤)が倒産。伊勢屋は隼人手の金融業者であり、安政年間から伊勢藤との取引が増加していた丁吟は、最高額の14万両余の被害を受けた
- ・倒産の知らせを受けた二代目は、店員に対処方針を示した。
-伊勢藤ほどの店が倒産したからには、返済を求めても無駄である。丁吟が多額の損失を出したことが伝われば、為替金や預け金を請け戻しにくる人が殺到するに違いないため、その支払

いの準備をすることが急務である。大事件に遭遇しても後始末をきちんとすれば、世間の好印象を得て、やがて回復は可能である

(6) 奥井万吉(神崎郡川並村)①

- ・奥井万吉(生没年不詳)は、奥井新左衛門家の一族として幕末から明治にかけて活躍した
- ・明治26(1893)年の述懐では、その昔、1年間で奥州へ2度出かけ、木綿仕入れのため出雲・伯耆へも出向き、3~4貫目(10~15kg)の荷物を天秤棒に担いで合計1,000里を歩いたと述べている

(6) 奥井万吉(神崎郡川並村)②

・同述懐では、自身の千里歩行に拘らず、子孫に対して時勢に応じた創意工夫を促す柔軟な姿勢が見られる

...... 汽船・鉄道・電話・電信が西洋から伝えられた結果、千里歩行しなければならなかった昔と異なり、千里離れていてもたった一日で通話が可能になった。これからの世の中では、交通・通信手段の進歩を見据えて、西洋にも劣らないよう工夫することを怠ってはならない